

一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月27日

鹿島地方事務組合管理者 石田 進

1 入札対象事業

- (1) 事業番号 鹿島地方事務組合公告第5号
- (2) 事業名 平成30～34年度複合機賃貸借（総務課）
- (3) 事業種別 賃貸借
- (4) 納入場所 神栖市居切660番地3 鹿島地方事務組合 総務課
- (5) 仕様 規格等については仕様書による
- (6) 契約期間 契約締結の翌日から平成35年3月31日まで
- (7) 賃貸借期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (8) 予定価格 未公表（事後公表）
- (9) その他 本事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

2 入札参加形態 単体

3 入札参加資格

- (1) 公告日現在において、平成29・30年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿の物品製造等（リースレンタル（OA機器類））又は平成29・30年度神栖市競争入札参加資格者名簿の物品製造等（リースレンタル（OA機器類））に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市、神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 入札（開札）執行日において、鹿嶋市、神栖市の入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 鹿嶋市、神栖市の納税義務に対し完納していること。
- (6) 公告日現在において、鹿嶋市又は神栖市内に本店、支店又は営業所等を有すること。

4 入札参加手続等

(1) 設計図書の閲覧及び貸出

ア 設計図書は、鹿島地方事務組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）によりインタ

ーネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://www.kcj.or.jp/topics4.htm>

イ 設計図書の閲覧及び貸出を直接希望する場合は、下記に連絡すること。

鹿島地方事務組合 総務課 TEL0299-90-1186 (直通)

(2) 設計図書に対する質問及び回答

ア 受付期間 公告日から平成30年3月7日(水)午後5時までとする。

イ 受付方法 質問書(様式 任意)により、持参若しくは電子メールで提出するものとする。

E-mail/keiyaku@city.kamisu.ibaraki.jp

ウ 受付場所 鹿島地方事務組合 総務課 TEL0299-90-1186 (直通)

エ 回答日 平成30年3月8日(木)

オ 回答方法 鹿島地方事務組合ホームページの入札・契約情報に掲載する。

URL : <http://www.kcj.or.jp/topics4.htm>

5 入札方法等

(1) 入札方法 持参のみ

(2) 入札書 指定入札書による。

ア 入札書取得方法

(ア) ホームページ 入札・契約情報からダウンロードすること。

(イ) 鹿島地方事務組合総務課において配布。

イ 入札書記載金額

入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。なお、入札書には、入札金額内訳書の(ウ)欄に記載される機器賃借料及び保守料金の合計金額を記載すること。

(3) 入札書用封筒は、任意とする。

(4) 内 訳 書 指定様式のとおり(公告一覧からダウンロードすること)とし、入札書に同封すること。入札者の商号又は名称及び氏名を記入し、押印すること。

(5) 鹿島地方事務組合財務規則等関係法令及び神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程を遵守すること。

6 入札(開札)

(1) 入札(開札)日時 平成30年3月15日(木)午後1時30分

(2) 入札(開札)場所 神栖市居切660番地3
公設鹿島地方卸売市場 会議室

7 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申込をした者を落札候補者とする。ただし、初度(1回目)の入札で、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度(2回目)入札を行うものとする。

(2) 初度(1回目)の入札で無効となった者は、再度(2回目)入札には参加できない。

(3) 再度(2回目)入札を行う場合で、入札に立会わない者があるときは、再度(2回目)入札を辞

退したものとみなす。

- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立会人が、くじにより落札候補者を決定する。

8 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次のとおり、一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 入札日を含め2日以内
(2) 提出場所 鹿島地方事務組合総務課
(3) 提出方法 持参
(4) 提出書類 一般競争入札参加資格審査申請書
申請書は、入札書取得方法と同様に取得すること。

9 落札者の決定

- (1) 入札参加資格を証明する書類により、落札候補者の資格審査の結果、入札参加資格があると認められる者を落札者に決定する。
(2) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行い、落札者が決定するまで行う。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除

11 支払条件

- (1) 前金払 無
(2) 部分払 有

12 入札の無効

(1) 一般的事項

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
イ 同一入札において2通以上の入札書を提出したとき。
ウ 他の入札者の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。
エ 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき。
オ 入札書に記名及び押印(契約印)がないとき。
カ 入札書が指定された方法で提出されないとき。
キ 入札について不正の行為があったと認められるとき。
ク 入札書と指定封筒の記載事項に相違があるとき。
ケ 事後審査に必要な書類を期限までに提出しないとき。

(2) 内訳書の提出が義務付けられている場合

- ア 内訳書が提出されていないとき。
イ 指定封筒、入札書及び内訳書の記載事項に相違があるとき。

ウ 入札書記載の入札金額と内訳書の合計金額に相違があるとき。

エ 指定された書式の内訳書を使用しないとき。

1.3 その他

(1) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。

(2) 最低制限価格は設定していない。

(3) 事務の都合上、入札参加予定者数を把握したいので、入札参加希望者は前日までに下記に連絡して下さい。(連絡がなくても入札参加は可能です。)

(4) その他の詳細不明な点については、下記に照会のこと。

連絡先：鹿島地方事務組合総務課 (TEL0299-90-1186)